



目的：女子合格者数の抑制

一連の入学者選抜手続（体制）が全体として「違法」であり1個の不法行為

手続①
入学者選抜実施方針・不利益取扱い実施の意思決定

手続②
入学者選抜実施体制（含不利益取扱い）の計画

手続③
募集要項の公表（欺罔行為）

手続④
出願・入学検定料納付

手続⑤
一次試験受験・採点・合否判定（不利益取扱い※）

手続⑥
二次試験受験

手続⑦
採点・合否判定（不利益取扱い※）

手続⑧
合否発表



- 学校選択の自由，平等権，人格権等の侵害→受験慰謝料発生
- 入学検定料相当額の損害発生

- 交通費/宿泊費相当額の損害発生
- 不利益取扱いによる不当な不合格
- 教育を受ける権利、平等権、人格権の侵害→不合格慰謝料発生

平等権，人格権等の侵害

- 不利益取扱いによる不当な不合格
- 教育を受ける権利，平等権，人格権等の侵害

※不利益取扱い：一定順位以下の受験者の合否判定に際して、女子受験生について、男子受験生よりも、浪人年数、調査書評価の点で、一律に厳しい合否判定基準を設定したもの。